

令和8年度笠置町地域活性化起業人（副業型）募集要項

笠置町では、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、企業が有するノウハウや専門知識、人脈を生かして、本町の観光誘客や利便性の向上につながる取り組みに対し、ご支援、ご協力いただける企業にお勤めの個人の方を募集します。

【地域活性化起業人制度の概要】

三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と協定を結ぶ「副業型」制度により、そのノウハウやスキルを活かして、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組に対し総務省が財政支援を行う制度。

【地域活性化起業人の主な業務と配属先】

◇主な業務内容

（1）観光振興

- ・笠置町や町の事業者が関わるイベントの取り組み支援
- ・「希望を生むまち」としての笠置町の情報発信、PR業務
- ・笠置町の関係人口創出の支援

◇配属先：希望のまち推進課

【派遣期間】

6ヶ月以上3年以内（1年ごとに更新の可能性があります。）

【募集人数】

1名

【派遣開始日】

選考後、調整のうえ決定します。（最短で4月1日）

【費用負担等】

副業期間中に要する報償費等に係る経費と、移動に係る旅費として、それぞれ1人あたり年間100万円を限度（合計の上限200万円）として負担します。（副業開始が年度途中となる場合は、月割りで計算します。）

（例）10月から雇用の場合「1,000,000円／年×6ヶ月／12ヶ月=500,000円」

また事業活動費は、100万円を上限に予算の範囲内で負担します。

【勤務形態】

月4日以上かつ月20時間以上、業務に従事することとし、うち町内で月1日以上滞在すること

【その他】

- ・他の自治体で起業人に任用されている方は、同時に起業人にはなれません。
- ・毎月の活動報告書の提出が必須です。

【応募手続】

◇応募期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月25日（水）

※書類審査の後、ヒアリング（対面又はWeb）を行います。

◇応募書類

- ①地域活性化起業人申込書、志望調書
- ②経歴書（任意）
- ③承諾書（所属企業からの承諾書が必要）

◇応募方法

下記の提出先へ、メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

◇提出先（問い合わせ先）

笠置町希望のまち推進課（担当 小林・永田）

（京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1）

E-mail : kibou@town.kasagi.lg.jp

Tel : 0743-95-2327

Fax : 0743-95-2961